

件名	農村振興と鳥獣対策について
受付日	令和6年3月26日
ご意見・ご提案の概要	ツキノワグマの被害対策を含め、鳥獣対策は農政部において一貫して実施してほしい。
県の考え方	<p>野生鳥獣は農林水産業だけでなく、生活環境や生態系など、様々な場面で影響を及ぼしていることから、本県においては、対策に関わる法律、制度、予算を所管する関係部局が連携して対応しています。</p> <p>また、高齢化等に伴う集落活動の低下が、耕作放棄地の増加につながり、さらなる鳥獣被害を招く悪循環を生じさせることから、農業者だけでなく、地域住民が一体となった農地維持活動や荒廃農地解消活動、鳥獣害対策を進めているところです。</p> <p>ツキノワグマにつきましては、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、関係課で連携して必要な被害対策を進めてまいります。</p>
担当課	農政部 農村振興課